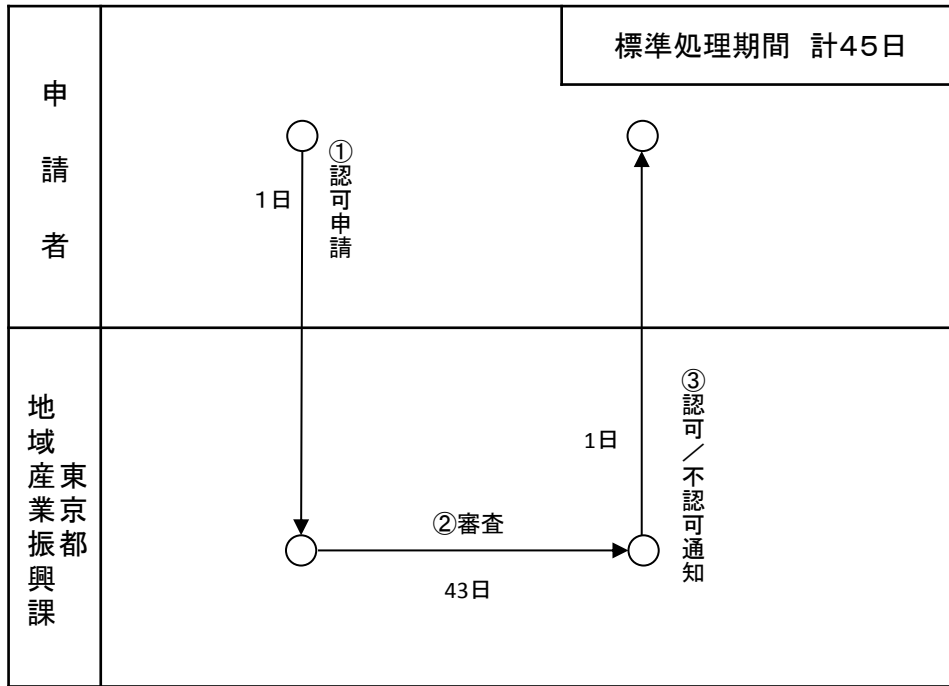


# 事務処理フロー図

事務名 砂利採取計画の認可(砂利採取法第16条)

作成部署 産業労働局商工部地域産業振興課

## <事務処理フロー図>



## <事務処理フロー図の説明>

項番	項目	説明
①	認可申請	【窓口受付】 〒198-0036 青梅市河辺町六丁目4番1号 青梅合同庁舎 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 砂利採石担当 ※申請には事前相談が必要です。窓口までご相談ください。
②	審査	採取計画の妥当性について総合的に審査
③	認可/不認可通知	②を踏まえた認可又は不認可の通知

### 【認可の基準】～砂利採取法第19条～

「都道府県知事又は河川管理者は、第16条の認可の申請があった場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又はその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。」

★採取計画の内容だけでなく、砂利採取場の位置、付近の環境、自然の状況等との関連から、ケースバイケースに判断される。

### 【提出書類】～砂利採取法第18条

／砂利の採取計画等に関する規則第3条～

- (1) 以下の事項を記載した申請書
  - ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者氏名
  - イ 登録の年月日及び登録番号
  - ウ 採取計画

- (2) 添付書類
  - 砂利の採取計画等に関する規則第3条第2項に定められた書類